

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

沖縄県南城市

2 構造改革特別区域の名称

南城市泡盛天親田（アマウェーダ）特区

※名称の由来

「天親田（アマウェーダ）」とは、田植えから稲刈りまでの作業を歌にした古謡である。沖縄県の伝統行事である「親田（ウェーダ）御願（ウガン）」では、田植えの前に「天親田」を歌い、豊作と無病息災を祈る。今回申請する泡盛特区が大きく発展できるよう願いを込め、名称に「天親田」を入れた。

3 構造改革特別区域の範囲

沖縄県南城市全域

4 構造改革特別区域の特性

（1）位置と地勢

沖縄県南城市は、2006年1月1日に1町3村（佐敷町・知念村・玉城村・大里村）の合併により誕生した。沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12kmに位置し、静穏な中城湾と太平洋に面する。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積は49.94km²で、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町に接する。

また、市西部を除く三方が海岸線に接しており、地形は起伏に富み、特に中央部においては比較的急峻な岩石の断崖（ハンタ）を形成するなど標高が高く、海岸線との高低差が大きいのが特徴である。豊かな自然と伝統的な聖地が点在し、南城市の特徴的な地域景観を形成している。

（2）気候

黒潮の影響を強く受ける亜熱帯海洋性気候で、年間平均気温は21.2°C、年間平均降水量は約2,076mmと高温・多湿かつ降水量が多い地域となっている。

（3）人口

2006年の合併直後、人口は横ばい傾向にあったが、2010年に那覇広域都市計画区域から離脱し南城市独自の都市計画区域に移行して以来、人口が増加へと転じ、2024年12月末時点で46,929人となり、合併以降では約6,000人の増加となっている。

また、人口構成をみると、2005年から2024年にかけて、年少人口（0～14歳）は6,856人から8,184人へ約19.3%増加し、生産年齢人口（15～64歳）は26,277人から26,345

人へ約 0.26% の微増に留まった。これに比べ、高齢者人口(65 歳以上)は 7,626 人から 12,400 人へ約 62.6% と大幅な増加を見せており、年少人口や生産年齢人口よりも高齢者人口の増加率が高くなっている。なお、2018~2022 年の 5 年間平均の合計特殊出生率(2018~2022 年の期間出生率)は 1.94 で、沖縄県の平均(1.80)を上回っている。こどもの数は着実に増えているものの緩やかに高齢化が進展している状況にある。

さらに、第 2 次南城市総合計画において、基本計画が終了する 2027 年の目標人口を 48,000 人と定めている。



(4) 産業

沖縄県南城市は、温暖な気候と豊かな自然、歴史、文化資源に恵まれた地域であり、その地理的・環境的な優位性を背景に、第 1 次産業(農業・畜産業・漁業)及び第 3 次産業(観光業・医療福祉)が主要な産業となっている。2020 年の国勢調査によると、第 1 次産業従事者は 8.0%、第 2 次産業が 17.6%、第 3 次産業が 74.4% を占めている。

市の観光業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一旦、観光需要は落ち込んだものの、訪れる観光客は回復傾向にあり、2024 年度の主要観光地入域数は約 42 万人となっている。世界遺産である斎場御嶽をはじめ、市指定文化財が 58 箇所、県指定文化財が 6 箇所、国指定文化財が 12 箇所、国登録有形文化財が 1 箇所と多く存在し、近年では、修学旅行での民泊体験、プロサッカーキャンプの受け入れ、民家やムラヤーでの夕食・芸能体験、歴史・文化を体感するまちまーいなどの大人を対象としたメニュー、聖地や豊かな自然を活かしたウェルネスツーリズムなど、「モノ」から「コト」への観光ニーズの変化に対応する体験・交流型の観光メニューが増えつつある。

また、畜産業や農業が盛んであり、農業産出額は県内でも屈指の水準で、県内有数の畜産・野菜生産地としての地位を示している。特に畜産業では生乳や鶏卵、豚肉が多く生産されており、農業産出額の大半を占めている状況である。農業では、さやいんげん、

オクラ、ゴーヤーなどが主要な作物であり、果樹ではマンゴーやパッションフルーツ、ドラゴンフルーツなどの多品目生産が行われている。また、水産業ではソディカやマグロ漁が盛んに行われる中、特にモズク養殖は県内有数の生産量を誇る。

（5）稲作文化

南城市は琉球創生の神・アマミキヨが降り立ち、稲作を始めたとの言い伝えが残る「琉球創生神話」の舞台となっている。中山間地域には棚田が広がり、沖縄の稲作文化を支えてきたが、近年は宅地化やさとうきび畑に変換されるなど、耕作放棄となった地域が増加状況にある。これを受け、2017年に発足した「仲村渠稲作会」は、沖縄在来種「羽地赤穂（はねじあかふ一）」を昔ながらの農法で栽培を行い、南城市的稲作文化の復興・保全に取り組んでいる。

なお、今年の羽地赤穂の生産量は約150キロと少ないものの、収穫量は今後増加していく予定となっており、その深い歴史的・文化的な背景から地域活性化の核となり得る可能性を秘めている。こうした背景を踏まえ、米について、南城市的新たな特産物及び観光資源として地域振興に大きく資するものであることから、南城市的新たな特産物として位置付けることを2025年7月25日付けの市長決裁により決定している。

（6）規制の特例措置を講じる必要性

近年、高齢化や農業担い手不足の進行により、棚田を中心とした農地景観の喪失や農業の衰退、文化継承の危機的な状況となっている。

本特例措置を活用することで、特産物を活用した泡盛（原料用アルコール）の製造が可能となり、農業・観光・文化資源の融合による新たな地域ブランドの創出が期待できる。また、地域ブランドの創出のみならず、自然景観の棚田復活、農地再生により耕作放棄地の解消、新たな雇用創出、農業の担い手への地域文化の継承など、複合的課題の解決を図ることができ、次世代へのバトンとしても意義深い取り組みとなる。さらに、泡盛は単なる酒類ではなく、祭祀・贈答・交流に欠かせない沖縄の「文化的象徴」であり、地域の復興と活性化において重要な役割を果たす効果が期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

南城市的持つ歴史的・文化的背景と、自然景観・地域農業・観光資源と結びつけた新たな泡盛製造は、複合的な地域課題に対して、本特例措置の活用による持続可能な地域振興モデルを構築する点にある。地域の自立性を高めると同時に、観光振興と持続可能な地域づくりが期待できる。また、沖縄県国家戦略特区における区域計画の認定に基づき、酒税法の特例を活用して単式蒸留焼酎の製造免許を申請する予定であり、これにより製造される泡盛（単式蒸留焼酎）はバニラのような香りを持つなどの特徴がある。この泡盛（単式蒸留焼酎）製造と同様の製法で製造されるアルコール度数の高い泡盛（原料用アルコール）は南城市内でのみ飲料用として提供されることとなり、「南城市内でしか飲めない原料用アルコールの提供」という新たな観光資源が創出され、南城市的観光客の増加が見込

める。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の活用により、地域ブランドの創出や自然景観の棚田復活、農地再生による耕作放棄地の解消、新たな雇用創出、農業の担い手への地域文化の継承を図り、南城市の将来像である「海と緑と光あふれる南城市」の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

南城市が持つ豊かな自然・農業・文化的な強みを活かした観光ビジネスモデルの振興とともに、以下の経済的・社会的効果を期待できる。

（1）地域の賑わい創出

地域産米を用いた泡盛製造は、南城市的神話・文化的背景と結びついたストーリー性を伴うことにより、市固有の高付加価値な製品として地域認知度を高め、観光客やふるさと納税の増加や地域外からの経済流入に繋がる。

（2）棚田景観の保全による新たな観光

棚田の再生、美しい農村景観の保全に繋がり、棚田のある風景を活かした事業体験やフォトスポット、「酒蔵ツーリズム」といった体験型ツーリズムなどの展開が見込まれ、棚田と酒造りを組み合わせた新たな魅力の創出に繋がる。

（3）高付加価値化による地域農業における雇用の創出

農家の所得安定と経営の多角化が可能となり、稲作の新たな担い手の育成や雇用の場を創出する。

（4）伝統や地域文化の継承と郷土愛の醸成

泡盛は沖縄の祭祀や行事等に深く根差した文化的象徴であり、本事業を通じた泡盛製造は地域文化の継承と地域住民の交流機会創出に繋がる。市内では稲藁を使用した綱曳き行事が開催され、泡盛製造の副産物として産出される稲藁も地域行事への独立運営・持続性に寄与する。また、棚田の再生や稲作体験等への主体的な参加が促進されることで、地域コミュニティのつながりが強化され、住民の誇りや郷土愛が醸成される。

（5）地域内経済の循環と持続的な地域づくり

泡盛製造・販売による周辺ビジネスへの波及効果により、地域全体への経済循環が生まれ、地域内における投資・消費の好循環が促進される。地域内資源を活用した展開は、南城市における持続可能な地域づくりの基盤強化に繋がる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
原料用アルコール製造事業者数	1	1	1
原料用アルコール製造数量	0.1 kℓ	0.3 kℓ	0.6 kℓ

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

別紙

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

沖縄県南城市において生産される地域の特産物として指定された農産物（米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした原料用アルコール（単式蒸留機により蒸留したものに限る。）を製造しようとする者（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者（以下「単式蒸留焼酎製造業者」という。）に限る。）。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

沖縄県南城市全域

（3）事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為

上記 2 に記載の者が、沖縄県南城市において、特産物を原料とした原料用アルコールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、原料用アルコールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした原料用アルコールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 kL）が適用されないことにより、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。なお、原料用アルコールは、沖縄県南城市内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合等を除き、販売してはならない。

これにより、地域ブランドの創出及び自然景観の棚田復活、農地再生による耕作放棄地の解消、新たな雇用創出、若者への地域文化の継承が図られるとともに、観光客などの交流人口の増加や新たな観光資源の創出、農産物の高付加価値化、地域住民の交流機会創出により、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与するものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。沖縄県南城市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。